

令和6年度答申第38号  
令和6年10月3日

諮問番号 令和6年度諮問第38号（令和6年8月29日諮問）  
審査庁 厚生労働大臣  
事件名 未払賃金の立替払事業に係る事業主についての不認定処分に関する件

## 答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

## 結 論

本件審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は、妥当とはいえない。

## 理 由

### 第1 事案の概要

#### 1 本件審査請求の骨子

本件は、審査請求人X（以下「審査請求人」という。）が立替払事業に係る賃金の支払の確保等に関する法律（昭和51年法律第34号。以下「賃確法」という。）7条及び賃金の支払の確保等に関する法律施行令（昭和51年政令第169号。以下「賃確令」という。）2条1項4号の規定に基づく認定申請（以下「本件認定申請」という。）をしたのに対し、A労働基準監督署長（以下「処分庁」という。）が不認定の処分（以下「本件不認定処分」という。）をしたことから、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

#### 2 関係する法令の定め

(1) 賃確法7条は、労働者災害補償保険（以下「労災保険」という。）の適用事業に該当する事業の事業主（厚生労働省令で定める期間以上の期間にわたって当該事業を行っていたものに限る。）が破産手続開始の決定を受

け、その他政令で定める事由に該当することとなった場合において、当該事業に従事する労働者で所定の期間内に当該事業を退職したものに係る未払賃金（支払期日の経過後まだ支払われていない賃金）があるときは、当該労働者の請求に基づき、当該未払賃金に係る債務のうち所定の範囲内のものを当該事業主に代わって政府が弁済するものとする旨規定する。

- (2) 賃確法7条における上記「厚生労働省令で定める期間」について、賃金の支払の確保等に関する法律施行規則（昭和51年労働省令第26号。以下「賃確則」という。）7条は、1年とする旨規定する。

また、賃確法7条における上記「その他政令で定める事由」について、賃確令2条1項4号は、事業主（賃確法7条の事業主をいう。ただし、賃確令2条2項の中小企業事業主であるものに限る。）が事業活動に著しい支障を生じたことにより労働者に賃金を支払うことができない状態として厚生労働省令で定める状態になったことについて、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主に係る事業を退職した者の申請に基づき、労働基準監督署長の認定があったこととする旨規定し、この「厚生労働省令で定める状態」について、賃確則8条は、事業活動が停止し、再開する見込みがなく、かつ、賃金支払能力がないこととする旨規定する。

### 3 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は以下のとおりである。

- (1) 審査請求人は、令和5年12月4日、B（以下「本件個人事業主」という。）に雇用された元労働者であるとして、本件個人事業主について、賃確令2条2項の中小企業事業主であって、事業活動が停止し、再開する見込みがなく、かつ、賃金支払能力がないことについて認定を求める本件認定申請をした。

（認定申請書）

- (2) 処分庁は、令和6年3月7日付けで、本件認定申請につき、「事業活動の停止が認められないため。」との理由を付して、本件不認定処分をした。

（不認定通知書）

- (3) 審査請求人は、令和6年4月18日、審査庁に対し、本件不認定処分を不服として本件審査請求をした。

（審査請求書）

- (4) 審査庁は、令和6年8月29日、当審査会に対し、本件審査請求を棄却すべきであるとして、本件諮問をした。

(諮問書、諮問説明書)

#### 4 審査請求人の主張の要旨

処分庁は、令和6年1月19日の時点において、本件個人事業主と連絡がとれたとしているが、その後、審査請求人が何度か処分庁の担当官に確認したところ、本件個人事業主とは、連絡も取れない、家にもいない、呼び出しにも応じないとのことである。本件個人事業主が活着ているか死んでいるかも不明なのに、事業活動を継続していると断言できるのか疑問である。現在は営業していないかもしれない状況であり、本件不認定処分は、取り消すべきである。

(審査請求書、反論書)

### 第2 審査庁の諮問に係る判断

審査庁の判断は、おおむね以下のとおりである。

- 1 本件審査請求の論点は、審査請求人が本件個人事業主について事業活動を継続していると断言できるのか等と主張していることから、処分庁が本件個人事業主について「事業活動が停止したものとは認められない。」として、本件不認定処分をしたことの適否についてである。
- 2 本件については、以下の事実が認められる。
  - (1) 本件個人事業主が取引先企業との取引に利用していた銀行預金口座において、同一の会社（C社）から、令和5年11月16日に69万4129円、同月22日に2万5333円、同月30日に118万4553円、同年12月4日に397万4928円、同月28日に109万0001円及び同月29日に181万6854円の入金がある。このことから、本件個人事業主の事業に関する取引先からの入金が令和5年12月29日まで継続しているものと認められる。
  - (2) 本件個人事業主は、令和6年1月19日、処分庁に対し、現在も事業を継続しており、今後も継続していく予定である旨及び今後の資金繰り等について申し立てており、事業を継続する意思を有しているものと認められる。
- 3 本件においては、上記2のとおり、本件認定申請がなされた時点以降においても、取引先から本件個人事業主への入金が継続していることや、本件個人事業主が事業を継続する意思を有していること等が認められており、これらの認定した事実を総合的に勘案すれば、本件個人事業主の事業活動が停止している状態であると認定することは困難である。

以上を踏まえると、本件不認定処分が違法又は不当なものとは認められない。

- 4 よって、本件審査請求には理由がないことから、本件審査請求は棄却されるべきである。

### 第3 当審査会の判断

#### 1 本件諮問に至るまでの一連の手続について

本件審査請求から本件諮問に至るまでの一連の手続に特段違法又は不当と認めるべき点はうかがわれない。

#### 2 本件不認定処分の適法性及び妥当性について

本件不認定処分は、本件個人事業主の事業活動の停止が認められないとしてなされているところ、後記（3）記載のとおり、その結論に至るには調査不十分というべきであるが、本件においては、本件個人事業主が「これまで労働者として誰かを雇用したことはない。」と申し立てているのであるから、事業活動の停止の有無を検討する前提として、そもそも本件個人事業主が労災保険の適用事業に該当する事業主であるのかという点、本件認定申請を行った審査請求人が本件個人事業主に雇用された労働者であったといえるのかという点について検討すべきだったと考えられる。

##### (1) 労災保険の適用事業に該当する事業主であったかについて

未払賃金立替払制度の対象となる事業主は、労災保険の適用事業に該当する事業の事業主、すなわち1年以上の期間にわたって労働者を雇用して事業を行っていたものでなければならない（賃確法7条）。

本件不認定処分に係る処理経過の記載によれば、本件個人事業主は、「これまで労働者として誰かを雇用したことはない。」と申し立てており、同申立てを否定して本件個人事業主が労災保険の適用事業に該当する事業の事業主であると認定するならばその根拠が必要であるところ、これについての調査は何らなされていない。

##### (2) 審査請求人が労働者であったかについて

賃確令2条1項4号の認定は、当該事業主に係る事業を退職した労働者の申請でなければならないが、本件不認定処分に係る処理経過の記載によれば、本件個人事業主は審査請求人が労働者であったことを否定している。

この点について、処分庁は、令和5年7月及び同年8月の出勤簿をもとに審査請求人を労働者であったと認定しているものと思われるが、同出勤簿は審査請求人自身が作成したものというのであり、本件個人事業主が審査

請求人は労働者ではないと申し立てている状況で、同出勤簿のみでこれを肯定するのは難がある。

「労働者」と認定するには、事業主に使用され、賃金を支払われていた者であることが必要である（労働基準法（昭和22年法律第49号）9条、11条）が、審査請求人が本件個人事業主の指揮監督下で稼働していたかどうかは調査されておらず不明である。賃金については、審査請求人は令和5年の5月労働分とする給与明細書を提出しているものの、本件個人事業主が同給与明細書の作成に関わっているのかは不明である。これらの点についての調査も十分行われていない。

### （3）事業活動の停止について

処分庁及び審査庁は、C社から定期的な振込が認められることをもって、本件個人事業主が事業活動を停止していないことの根拠としている。

しかしながら、C社が本件個人事業主の取引先であったことを示す資料はなく、C社が取引先であることは推測でしかない。

さらに、令和6年1月18日付けの銀行からの回答によれば、C社からの最後の振込は令和5年12月29日の181万円余りで、令和6年1月17日時点での口座残高は99円となっており、それ以降の入金を示す資料はない。

本件不認定処分が行われたのは令和6年3月7日であり、本件不認定処分時においても事業活動が停止していないと認定するには、少なくとも、本件不認定処分時に近接した時点においても取引先からの入金があり、取引が継続していたこと等の具体的根拠が必要であるところ、その点についての調査は行われていない。

### （4）以上に照らすと、本件は調査不十分のまま本件不認定処分をしたというほかなく、これを是認する審査庁の判断は妥当でない。

なお、本件の不認定通知書の処分の理由には、根拠法条及び処分原因となる具体的事実が記載されておらず、行政手続法（平成5年法律第88号）8条1項本文が求める理由提示として不十分である。

## 3 まとめ

以上によれば、本件審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は、妥当とはいえない。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第2部会

委	員	戸	谷	博	子
委	員	木	村	宏	政
委	員	下	井	康	史